

令和2年4月7日
福島県農業共済組合

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の納付期限の延長について

「収入保険」では、新型コロナウイルス感染症の影響に際し、収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11カ月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くのNOSAI各支所にご相談ください。

備えの種をまこう。

本件に関するお問い合わせ先

福島県農業共済組合 収入保険課

TEL 024 (521) 2730

FAX 024 (523) 1887

ホームページ <http://www.fukushima-nosainet.jp/>